

建築士事務所登録申請時に必要とする書類

～ 新規・更新 ～

■ 申請者が 法人 の場合

1. 申請書 《 書式① ～ 書式③ 》

- 書式①【 登録申請書・登録通知書 】各1部
- 書式②【 建築士事務所登録簿 】1部
- 書式③【 所属建築士名簿・役員名簿 】各2部

2. 業務概要書 《 書式④ 》

- 添付書類【 業務概要書(イ) 略歴書(ロ) 誓約書(ハ) 】各2部
※業務概要書(イ)は新規登録の場合不要。廃業⇒新規登録の場合は必要。

3. 管理建築士の専任誓約書 《 書式⑤ 》

4. 建築士事務所 外部・内部・標識の写真(カラー) 《 書式⑤ 》

- 外部の写真は建物の全景を写す。
- 内部の写真は設計室全景とキャド画面、ドラフター等を必ず写す。
新規の場合は設計室全景のみで、キャド画面は不要です。
- 標識は、更新時の登録内容と一致し、最下欄に現登録の有効期間の表示が必要です。なお、新規登録の場合不要です。

5. 建築士事務所の付近見取図 (手書き可) 《 書式⑤ 》

6. 登録申請手数料支払証明書の写し 《 書式⑥ 》

7. 管理建築士講習修了証の写し

8. 所属建築士全員の建築士免許証又は建築士免許証明書の写し

9. 所属建築士全員の建築士定期講習修了証の写し(直近のもの)

10. 法人の定款一式の写し(決算月変更の場合は議事録等の写しも必要)

11. 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書 直近3ヶ月以内の原本)

※目的欄に「建築の設計及び工事監理」が明記されている事

12. 登録通知書(副本)送付用レターパック

※返信先住所を記入したもの

13. 所在地確認書 《 書式⑦ 》

14. 管理建築士の健康保険証の写し又は辞令の写し等、 専任性の確認ができるもの

↓
13・14は
新規登録の
場合のみ必要

【 申請手数料 】 非課税

一級建築士事務所 16,020円

二級・木造建築士事務所 11,020円

【 郵便振替口座 】

口座名称 (一社)岡山県建築士事務所協会

口座番号 01390-6-47753

※「郵便振替払込請求書兼受領証」(写し)を台紙の指定箇所(書式⑥)に貼付してください。

■ 申請者が 個人 の場合

1. 申請書 《 書式① ～ 書式③ 》

- 書式①【 登録申請書・登録通知書 】各1部
- 書式②【 建築士事務所登録簿 】1部
- 書式③【 所属建築士名簿 】2部

2. 業務概要書 《 書式④ 》

- 添付書類【 業務概要書(イ) 略歴書(ロ) 誓約書(ハ) 】各2部
※業務概要書(イ)は新規登録の場合不要。廃業⇒新規登録の場合は必要。

3. 管理建築士の専任誓約書 《 書式⑤ 》

4. 建築士事務所 外部・内部・標識の写真(カラー) 《 書式⑤ 》

- 外部の写真は建物の全景を写す。
- 内部の写真は設計室全景とキャド画面、ドラフター等を必ず写す。
新規の場合は設計室全景のみで、キャド画面は不要です。
- 標識は、更新時の登録内容と一致し、最下欄に現登録の有効期間の表示が必要です。なお、新規登録の場合不要です。

5. 建築士事務所の付近見取図 (手書き可) 《 書式⑤ 》

6. 登録申請手数料支払証明書の写し 《 書式⑥ 》

7. 管理建築士講習修了証の写し

8. 所属建築士全員の建築士免許証又は建築士免許証明書の写し

9. 所属建築士全員の建築士定期講習修了証の写し(直近のもの)

10. 登録通知書(副本)送付用レターパック

※返信先住所を記入したもの

11. 所在地確認書 《 書式⑦ 》

12. 管理建築士の健康保険証の写し等、専任性の 確認ができるもの

↓
11・12は
新規登録の
場合のみ必要

注： 赤文字が書式①～⑦以外の、その他必要添付書類です。
黒文字は各シートの書式を使用し作成してください。